

## 支援金制度の経緯——3つの選択肢から

「子ども・子育て支援法等の改正法案」が国会に提出されている。注目されるのは安定財源を確保するための支援金制度の創設である。これまでの経緯を振り返ってみよう。

安定財源として嚆矢に上がるのは消費税である。消費税は、社会保障・税一体改革において、それまでの年金、医療、介護に加えて少子化対策の経費として掲げられ、消費税法にも明記されたという経緯からすれば、当然に第1候補になる。しかし、消費増税には国民の忌避感が強いこともあって、2019年の10%への引上げ以来、安倍、菅、そして現岸田内閣も近い将来の引上げを封印しており、政府の検討の対象にはならなかった。

社会保険方式も有力な選択肢であった。社会保険は、負担と給付の関連性（対価性）があることから、強い権利性を確保することができ、負担についても合意を得やすいというメリットがある。しかし、①子をもつことは、保険事故に馴染まない、②保険料未納者には給付を制限せざるを得ないのではないかと、③年金制度を活用する場合は保険料負担が現役世代に限られる、などの問題が指摘され、検討の俎上からは外された。

検討の俎上に残ったのは拠出金方式である。拠出金は、一定の受益が見込まれる特定の事業に対して負担を求めるもので、税と保険料の中間の性質を持つ。現行制度では、医療保険や介護保険において財政調整や共同負担のシステムとして導入されている。また、厚生年金の事業主負担分の保険料とあわせて徴収される子ども・子育て拠出金があり、将来の労働力の確保等に寄与することから、被用者世帯の児童分に係る児童手当の財源の一部のほか、地域子ども・子育て支援事業、企業主導型保育業、保育所運営費等に充当されている。

子ども・子育て拠出金は、長い間児童手当拠出金と呼ばれていたもので、創設過程から廃止論さえもあった児童手当の冬の時代にあっては、拡充に向けた安定財源の確保に向けて、事業主の他に自営業者等の拠出、さらには被用者の拠出の導入が模索され、筆者もその議論に関わったことがあった（厚生省児童家庭局・児童手当制度基本問題研究会、1988年10月～1989年7月）。ただ当時は、国民健康保険や国民年金の保険料収納率が低下していたこともあり、自営業者等からの拠出は断念せざるを得ず、高齢者は現役世代により支えられる側にあるというのが共通認識であったから、高齢者からの拠出にまではとても考えが及ばなかった。

支援金制度は事業主と高齢者を含む全世代に拠出を求める。この提案に向けて風穴を開けたのは健康保険法改正による後期高齢者による出産育児支援金の導入である。が、すでに2017年5月の自民党「人生100年時代の制度設計特命委員会」の「中間とりまとめ」において、拠出金方式の一形態として、子ども・子育て支援の事業主拠出金を拡充する形で、「直接・間接の受益者である個人にも、社会連帯として広く拠出金の負担をしてもらう仕組みを作れないか」という考え方が示されていた。このような経緯を踏まえると、支援金制度は、子ども・子育て拠出金制度のシステムを援用し、別個の制度として発展させるものとしても理解できるように思う。

山崎 泰彦（やまさき・やすひこ） 神奈川県立保健福祉大学名誉教授

1945年生まれ。社会保障研究所、上智大学、神奈川県立保健福祉大学を経て、2011年より現職。社会保障制度改革国民会議委員、社会保障審議会委員、社会保障制度改革推進会議委員等を歴任。著書に『社会保障・税一体改革の十年』（社会保険出版社、2021年）など。

